

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-180950(P2019-180950A)

【公開日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-043

【出願番号】特願2018-77191(P2018-77191)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/551 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/551 2 0 0

A 6 1 F 13/15 2 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月17日(2021.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前後方向と、

前記前後方向に直交する幅方向と、

表面シート、裏面シート及び吸収コアを有する本体部と、

前記裏面シートに配置され、着用物品に吸収性物品を接合する粘着部と、

前記粘着部と前記本体部の外縁の間ににおいて、前記裏面シートに配置された後処理用のテープ部材と、を有する吸収性物品であって、

前記テープ部材は、

前記テープ部材の一端側から他端側に向かう第1方向と、

前記第1方向と直交する第2方向と、

前記裏面シートに固定された固定部と、

前記裏面シートに剥離可能に接合された仮固定部と、

前記裏面シートに固定されていない非固定部と、を有し、

前記固定部における前記テープ部材と前記裏面シートの接合強度は、前記仮固定部における前記テープ部材と前記裏面シートの接合強度よりも高く、

前記非固定部は、前記第2方向において前記固定部の両側に配置されている、吸収性物品。

【請求項2】

前記粘着部の着用物品に対する接合強度は、前記仮固定部の前記裏面シートに対する接合強度よりも高い、請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記仮固定部は、前記吸収性物品の使用後に前記テープ部材と止着する止着手段と別に設けられている、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

【請求項4】

前記粘着部の前記前後方向の長さは、前記仮固定部の前記前後方向の長さよりも長い、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項5】

前後方向と、
前記前後方向に直交する幅方向と、
表面シート、裏面シート及び吸収コアを有する本体部と、
前記裏面シートに配置され、着用物品に吸収性物品を接合する粘着部と、
前記裏面シートに配置された後処理用のテープ部材と、を有する吸収性物品であって、
前記テープ部材は、
前記テープ部材の前記前後方向の一端側から他端側に向かう第1方向と、
前記第1方向と直交する第2方向と、
前記裏面シートに接合された固定部と、
前記裏面シートに剥離可能に接合された仮固定部と
前記裏面シートに固定されていない非固定部と、を有し、
前記粘着部の一部は、前記仮固定部を構成し、
前記固定部における前記テープ部材と前記裏面シートの接合強度は、前記仮固定部における前記テープ部材と前記裏面シートの接合強度よりも高く、
前記非固定部は、前記第2方向において前記固定部の両側に配置されている、吸収性物品。

【請求項6】

前記固定部と前記仮固定部は、前記第1方向において隣接し、
前記非固定部は、前記第2方向における前記仮固定部の両側にも配置され、前記固定部の両側と前記仮固定部の両側を跨っている、請求項1から5のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項7】

前記非固定部は、前記テープ部材の前記第2方向の外縁を含む外縁領域において、前記テープ部材の前記第1方向の全域に配置されている、請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項8】

前記固定部は、前記テープ部材の前記一端側に配置されており、
前記非固定部は、前記テープ部材の前記他端を含む他端領域において、前記テープ部材の前記第2方向の全域に配置されている、請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項9】

前記固定部の前記第2方向の長さは、前記仮固定部の前記第2方向の長さよりも長い、
請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項10】

前記テープ部材の非肌対向面の摩擦係数は、前記裏面シートの非肌対向面の摩擦係数よりも高い、請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項11】

前記裏面シートの非肌対向面の摩擦係数は、前記テープ部材の非肌対向面の摩擦係数よりも高い、請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項12】

前記仮固定部は、前記吸収コアの外縁を跨がって配置されている、請求項1から請求項11のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項13】

前記吸収性物品は、折り目を基点に折り畳まれてあり、
前記テープ部材は、前記折り目を跨いでいる、請求項1から請求項12のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項14】

前記テープ部材の前記第2方向の長さは、前記粘着部の前記第2方向の長さよりも短い、
請求項1から13のいずれか1項に記載の吸収性物品。